

2026年2月20日

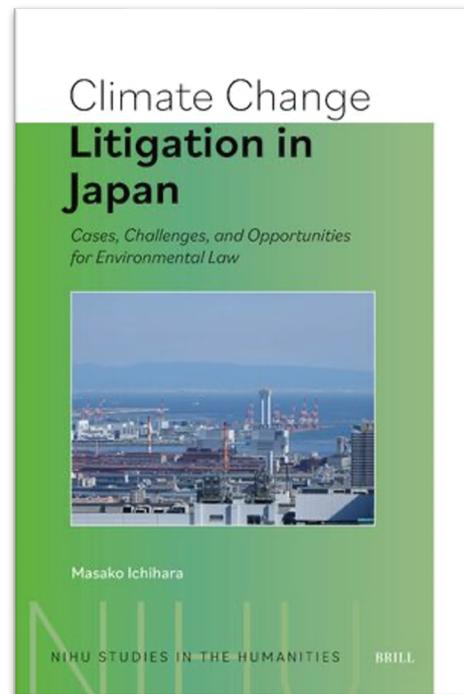
配信先：京都大学記者クラブ、大阪科学・大学記者クラブ、  
環境省記者クラブ、環境記者会

## 地球研の客員助教が、国際的な学術出版社から 日本の気候訴訟に関するオープンアクセスの単著を発表

一原 雅子 氏(京都大学大学院特定助教、総合地球環境学研究所(地球研)客員助教)は、国際的な学術出版社であるブリル社から、日本の気候訴訟に関する初の英文書籍 “Climate Change Litigation in Japan: Contemporary Cases, Opportunities and Obstructions to New Environmental Law” を2026年2月に出版しました。

本書は、世界的に増加する気候変動訴訟の動向を踏まえ、日本の同種訴訟5件につき、日本の法制度や公害・環境訴訟の系譜と、気候訴訟が持つ独自の特徴を併有する独自の位置づけを示しました。そのうえで、国内の訴訟数が少ない要因を、日本の訴訟が持つ独自の特徴と社会への影響から分析し、さらに、米国のたばこ訴訟との比較から将来展望を論じています。

本書の主要な意義は、日本の気候訴訟の全体像を総括した初の英語書籍である点です。これまで言語障壁等もあって海外からアクセスが困難であった日本の同種訴訟をめぐる状況と、その背景にある日本の公害訴訟の系譜、また海外の気候訴訟の影響等を関係づけた本書は、海外の研究者や実務家に広く読まれるものと期待されています。



### ◆ NIHU Studies in the Humanities

地球研が所属する大学共同利用機関法人人間文化研究機構(NIHU、機構長：木部暢子)は、オランダに本社を置く、国際的な学術出版社であるブリル社(De Gruyter Brill)と、「NIHU Studies in the Humanities」と題するオープンアクセス書籍シリーズの刊行を開始するという合意を、令和6年6月に締結しました。

これまで、NIHUの論文や書籍の多くは日本語で出版されてきました。この新たなシリーズは、NIHUの6つの機関のいずれかに所属する研究者による研究プロジェクトの成果を、英文オープンアクセスの単行本および論文集等として刊行するものです。これによって、NIHUの研究にこれまで触れる機会のなかった世界中の英語読者に、研究成果を容易に届けることが可能になります。人文系の研究成果の発信手段としては、学術書の刊行が国際的にも最も重要であり、今後、このシリーズで多くの成果を発表する予定です。

## 【本書の背景と課題】

気候危機が深刻化する中、適切な気候変動対策を講じない民間企業等の排出主体や、これらに対する適切な規制を行わない国等の法的責任を追及する気候訴訟が、世界全体で急増しています(図1参照)。温室効果ガスの大量排出主体である石炭火力発電所の操業差止・廃止請求は件数としても多く、1つの類型として確立しています。

Number of climate litigation cases within and outside the US, 1986–2024

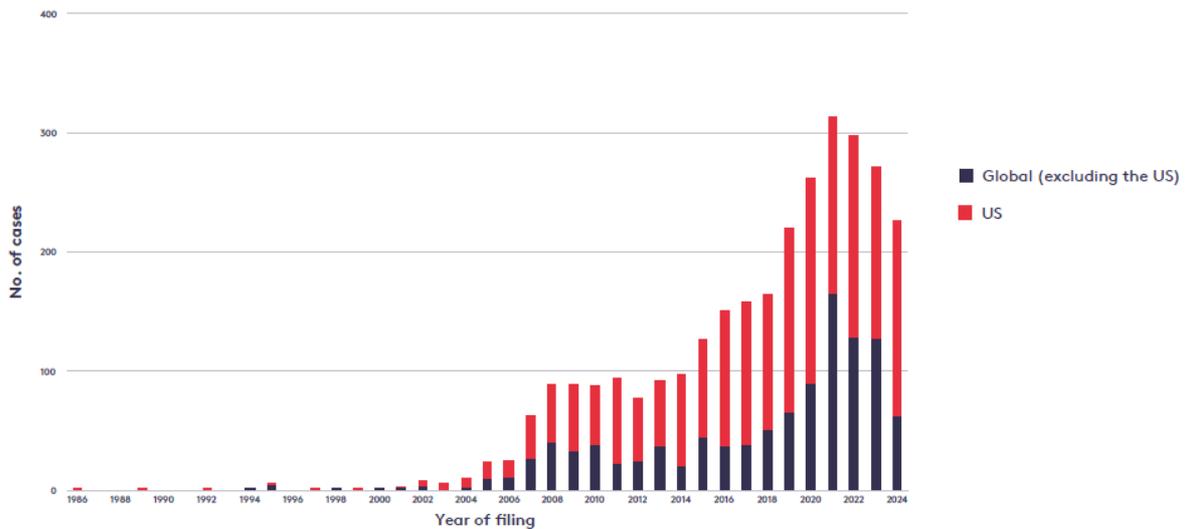


図1: 気候訴訟の件数の推移 (Setzer & Higham 2025, 11)

日本では今なお 160 基近い石炭火力発電所が稼働しており、世界第8位の温室効果ガス排出国でありながら、国内で提起された気候訴訟はわずか5件(本書脱稿時)にとどまります。この特異な状況の背後には、裁判提起に対する何らかの障壁があるものと推測されます。かつて 20 世紀後半に公害訴訟が公害対策のための法制度の充実を導いた経験を持つ日本で、気候政策をあるべき方向に導くにあたり、気候訴訟が有効な手法となるのか否かを見極める為にも、訴訟提起に対する障壁の解明が課題となっています。

## 【本書の目的】

本研究は上記の問題認識に基づき、日本の気候訴訟の件数増加を妨げている障壁の解明を目的としました。このことで、過去の公害訴訟と気候訴訟の異同、訴訟を通じた社会変革の実現可能性ないし適否について、実質的な議論・検討を可能にする基盤が整うことが期待されます。

## 【研究の方法】

研究の方法として、日本における制度的障壁と、日本の市民における認識的障壁を区別し、前者は社会運動において法が活用される機会が社会に浸透している度合いを比較する Legal Opportunity Structure という分析枠組みを用いて、日本と米国、部分的に韓国を比較しました。

また、後者は本書執筆当時に係争中であった4件の気候訴訟の原告やその支援者に質問紙調査とインタビューを実施しました。

## 【研究の経過と成果】

まず制度的障壁について、日本は裁判所へのアクセスが貧弱であること、気候政策の強化を政府や企業に義務づける根拠となる法律が極めて限られていること、また裁判所が立法府(国会)や行政府(内閣)の決定に対する司法審査に消極的であるため、訴訟を通じた政策変容が容易でないこと等が明らかになりました。次に認識的障壁について、気候危機の緊急性を法的な問題として捉える認識の低さ、裁判の結果が見通しにくいこと、また裁判に必要な時間的経済的コストの大きさ等が示されました。

## 【まとめと今後の展望】

本書は日本の気候訴訟を過去の公害訴訟の延長線上に位置づけつつ、新規性や海外動向との接続も踏まえ、国内の5件の全体像を示したうえで、気候訴訟の件数増加を妨げる障壁を制度面と認識面の双方から明らかにしました。

今後、世界でみられる気候訴訟の一層の進化・浸透の波を受け、日本で気候訴訟がどのような発展を遂げるのかが注目されます。実際、2025 年末には 452 名の原告により、国の気候政策の不十分性を理由とする国家賠償請求訴訟が提起されました。

## 【用語解説】

・気候訴訟: 司法機関にもちこまれた、気候変動法政策や気候科学を主要な争点とする訴訟。

## 【著者紹介】

一原 雅子(いちはら まさこ)

京都大学大学院法学研究科附属法政策共同研究センター・環境と法ユニット特定助教。京都大学大学院地球環境学舎博士後期課程修了(地球環境学博士)を経て、総合地球環境学研究所・研究員(京都気候変動適応センター)、日本学術振興会特別研究員(RPD)。2024 年 11 月より現職。

## 【書籍情報】

ブリル社ウェブサイト

<https://brill.com/display/title/74198>

## 【本件に関するお問合せ先】

大学共同利用機関法人人間文化研究機構 総合地球環境学研究所 広報室

担当: 松本

TEL: 075-707-2480

E-mail: kikaku[at]chikyu.ac.jp [at]を@へ変更してください。